



島根県報

令和6年8月2日（金）

号外第74号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県立男女共同参画センターの指定管理者の募集	（女性活躍推進課）	2
島根県立美術館の指定管理者の募集	（文化国際課）	11
島根県立都市公園の指定管理者の募集	（都市計画課）	17

【教委公告】

島根県立青少年の家の指定管理者の募集	（社会教育課）	23
島根県立古墳の丘古曾志公園の指定管理者の募集	（文化財課）	29

公 告

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定管理者募集の目的

島根県立男女共同参画センターは、条例第2条の規定により、男女平等とあらゆる分野での男女共同参画を推進し、男女が共に支え合う豊かな社会の形成を図るために設置された施設である。本施設の管理及び運営については、公の施設である島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成17年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和7年3月末をもって終了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 所在地

島根県大田市大田町大田イ236番地4

(2) 規模、構造等

ア 敷地面積 6,522.16平方メートル

イ 延べ床面積 7,066.1平方メートル

ウ 主な施設の構造規模

本館棟 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建

ホール棟 鉄筋コンクリート造 2階建

車庫棟 鉄筋コンクリート造 2階建

自転車置場 鉄骨造 1階建2棟

エ 竣工年月日 平成10年12月18日

オ 施設の概要 別表のとおり

(3) 入居機関

ア 公益財団法人しまね女性センター

（関係施設）

事務室

イ 島根県西部県民センター県央事務所

（関係施設）

事務室、会議室等

ウ 島根県女性相談センター西部分室

（関係施設）

事務室、相談室等

エ その他

宿泊施設及びレストラン

3 指定管理者が行う業務

(1) 条例第5条第1号別表に掲げる貸館施設及び貸館設備（以下「施設等」という。）の使用承認に関する業務

(2) 施設等の使用料の徴収及び還付に関する業務

(3) センター及び入居機関（以下「センター等」という。）の施設及び設備の維持管理業務（詳細は、仕様書を参照）

(4) その他仕様書に記載する業務

4 指定予定期間

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 指定予定期間における県が支払う指定管理料の総額（入居機関のうち島根県西部県民センター県央事務所及び島根県女性相談センター西部分室の維持管理経費を含む。）は、次に示す額とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額を行わない。また、指定管理料は分割支払することとし、支払時期、分割方法等については島根県と指定管理者で締結する協定で定める。なお、当センターは、令和7年3月末までに全館既設一般照明のLED化を予定している。また、令和7年6月中旬から9月中旬までの間、ホール棟の舞台照明LED化工事を予定しており、工事期間中はホール棟の休館を予定している。以下の指定管理料及び年間収入目標額は、上記の影響を考慮した金額である。

年間指定管理料

令和7年度 120,765千円以内

令和8年度以降 122,603千円以内

5年間指定管理料 611,177千円以内

年間収入目標額

令和7年度 7,893千円

令和8年度以降 8,556千円

※1 消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。

※2 指定管理料のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は3,145千円（629千円／年度）とし、各年度に精算する。

※3 指定管理料のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料

令和7年度 14,627千円

令和8年度以降 14,639千円

ガス使用料

令和7年度 241千円

令和8年度以降 241千円

灯油使用料

令和7年度 6,208千円

令和8年度以降 6,320千円

※4 指定管理料のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※5 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(2) 年間収入目標額は、施設等の使用料収入を対象とする。

(3) 年間収入額に収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合は、その2分の1を当該年度の指定管理料に

増額又は減額することで反映させることとする。ただし、当該増減額が10万円に満たない場合は、指定管理料の変更を行わない。

(4) 指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、別途協議の上、定めることができるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ センターの管理及び運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 申請書類

ア 申請書（島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号。以下「規則」という。）で定める様式第1号）

イ 事業計画書（仕様書に定める様式1）

ウ センターの管理に係る収支予算書（仕様書に定める様式2）

※ 消費税及び地方消費税の税率は、10パーセントで作成すること。

エ その他申請に必要な書類

(ア) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類

(イ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(ウ) 申請書を提出する年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(エ) 過去3年間の法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

(オ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）

(カ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(キ) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（直近1年間の納税証明書で提出日において発行の日から3月以内のもの）

(ク) 指定申請に係る誓約書（仕様書に定める様式3）

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)のエの(7)、(イ)、(カ)及び(キ)については、正本1部及び副本1部とする。

(3) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時。郵送の場合は書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時必着とする。

(4) 提出先

17に記載する場所

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

イ 申請書類は、返却しない。

ウ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

エ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

(7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

(イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(ウ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

令和6年8月2日（金）から同年9月30日（月）までの平日（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。なお、出席を希望する者がいない場合は開催を取りやめる。

(1) 開催日時

令和6年8月20日（火）午後1時30分から

(2) 開催場所

センター2階研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) その他

現地説明会に出席を希望する申請者は、団体名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先を明記の上、令和6年8月13日（火）午後5時までに17に記載する場所にファクシミリで申込みを行うこと。

なお、ファクシミリの送信前には、必ず電話連絡を行うこと。

10 質疑等

(1) 募集要項等に対する質疑については、質疑票（仕様書に定める様式4）により令和6年8月27日（火）午後5時までに17に記載する場所にファクシミリで提出すること（質疑は、ファクシミリのみで受け付ける。）。なお、ファクシミリの送信前には、必ず電話連絡を行うこと。

(2) 質疑に対する回答は、質疑回答票（仕様書に定める様式5）により、令和6年9月13日（金）までに行う。

- (3) 回答は、(1)の質疑票の提出期限までに質疑のあった申請者及び現地説明会に参加した申請者の全てに対して行う。
- (4) 指定管理候補者の選定後に募集要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理候補者の審査の基準及び選定方法

条例第7条の規定による基準に基づき、島根県立男女共同参画センター指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センター等の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査項目及び配点

ア サービスに関する評価【60点】

- (7) 施設の管理運営方針と具体的方策（25点）
- (4) 利用者サービスの向上を図るための具体的な手法（25点）
- (4) 施設の維持管理の内容（10点）

イ コストに関する評価【40点】

- (7) 施設の管理運営経費の内容（20点）
- (4) 施設の管理運営等の確実性（15点）
- (4) 提示額（5点）

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。

ウ 書類審査の結果適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、令和6年10月上旬に実施を予定している。

オ 候補者の選定は令和6年10月下旬までに行い、その結果は全ての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者名と選定結果（選定又は非選定）を島根県ウェブページにおいて公表する。

カ 選定委員会は、非公開とする。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11(4)で選定した候補者を令和6年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、センターの維持管理に関する細目等を協議の上、協定を締結する。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

(1) 公の施設の適正な管理の確保と県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果については、指定管理者に通知し、島根県議会へ報告するとともに島根県ウェブページにおいて公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
 - (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
 - (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。
- 15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項
- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
 - (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
 - (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
 - (5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。
- 16 その他留意事項
- (1) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
 - (2) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (3) 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
 - (4) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
 - (5) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。
- 17 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）
- (1) 郵便番号 690-8501
 - (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
 - (3) 担当部局 島根県政策企画局女性活躍推進課男女共同参画係
 - (4) 電話 0852-22-6153
 - (5) ファクシミリ 0852-22-6155

別表

管理者（室名）	施設の概要							備考
	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	
島根県女性相談センター	368.6	0.0	0.0	0.0	368.6	0.0		
事務室	65.2				65.2			
相談室1（洋室）	18.0				18.0			
相談室2（和室）	22.9				22.9			
グループ相談室	24.2				24.2			
カウンセリングルーム	22.5				22.5			
その他施設	215.8				215.8			
島根県西部県民センター県央事務所	310.9	0.0	310.9	0.0	0.0	0.0		
事務室	204.8		204.8					
会議室	84.5		84.5					
書庫・倉庫	21.6		21.6					
公益財団法人しまね女性センター	54.6	0.0	0.0	0.0	54.6	0.0		
事務室	54.6				54.6			
宿泊施設（目的外使用施設）	613.3	0.0	0.0	0.0	0.0	613.3		
宿泊室（洋ツイン）	295.7					295.7		
宿泊室（和室）	45.5					45.5		
宿泊室（多目的）	45.5					45.5		
フロント	9.4					9.4		
事務室	17.4					17.4		
トイレ（事務室）	2.2					2.2		
リネン室1	27.9					27.9		
リネン室2	17.7					17.7		
自販機コーナー	11.4					11.4		
エレベーターホール	49.7					49.7		
廊下	83.1					83.1		
倉庫	8.0					8.0		
レストラン・厨房・厨房休憩室	129.0	129.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
レストラン（目的外使用施設）	129.0	129.0						
島根県立男女共同参画センター	3,447.6	806.6	649.3	1,079.8	656.6	157.2	98.1	
受付（1F）	19.1	19.1						
防災センター	24.2	24.2						
情報ライブラリー	104.6	104.6						
書庫	36.4	36.4						
倉庫（3Fリフレッシュコーナー横）	28.0			28.0				
企画ルーム・ワークステーション	46.2			46.2				
事務室	118.8				118.8			
ボランティア室	15.1				15.1			
センター長（館長）室	44.3				44.3			
応接室	21.0				21.0			
副センター長室	15.0				15.0			
女子更衣室	6.0				6.0			
倉庫（4F事務室横）	24.5				24.5			
風除室1	7.1	7.1						
風除室2	7.1	7.1						
エントランスロビー	292.6	292.6						
廊下	44.8	44.8						
エレベーターホール	42.3	42.3						
パフォーマンススペース	67.4	67.4						
トイレ	58.5	58.5						
機械室	45.5	45.5						
倉庫（パフォーマンススペース裏）	23.1	23.1						
倉庫（階段下）	27.6	27.6						
階段室	6.4	6.4						

更衣室	15.2		15.2					
多目的研修室	78.8		78.8					
湯沸かし室	7.5		7.5					
掃除控室	12.0		12.0					
エレベーターホール	48.3		48.3					
機械室	45.5		45.5					
廊下	196.0		196.0					
トイレ	58.5		58.5					
階段室	25.7		25.7					
階段室	25.7		25.7					
ロビー階段	19.2		19.2					
サーバー室	19.2		19.2					
研修室	463.5		65.3	398.1				
映写室	27.0			27.0				
特別会議室	114.6			114.6				
和室	58.4			58.4				
リフレッシュコーナー	38.4			38.4				
エレベーターホール	46.3			46.3				
機械室	45.5			45.5				
湯沸かし室	19.4			19.4				
トイレ	56.7			56.7				
廊下	150.0			150.0				
階段室	25.7			25.7				
階段室	25.7			25.7				
乳児・託児室	82.9				82.9			
乳児・託児室 (トイレ)	9.3				9.3			
湯沸かし室	7.5				7.5			
倉庫	44.5		32.5		12.0			
機械室	45.5				45.5			
廊下	116.4				116.4			
エレベーターホール	47.7				47.7			
トイレ	38.7				38.7			
階段室	26.2				26.2			
階段室	25.8				25.8			
電機室	103.9					103.9		
階段室	25.8					25.8		
階段室	27.5					27.5		
(屋外)	98.1						98.1	
エレベーター機械室	49.4						49.4	
ボイラー	21.2						21.2	
階段室	27.4						27.4	
本館合計	4,924.1	935.6	960.2	1,079.8	1,079.8	770.5	98.1	

ホール棟	1,986.6	1,166.3	567.9	252.4	0.0	0.0		
(1F) 風除室	30.7	30.7						
ホワイエ・ホールロビー	286.9	286.9						
カウンターコーナー	13.6	13.6						
廊下1	51.7	51.7						
倉庫	85.0	85.0						
客席	204.0	204.0						
舞台	173.0	173.0						
トイレ1 (男子)	34.1	34.1						
トイレ2 (女子)	74.8	74.8						
舞台上がり口1	7.0	7.0						
舞台上がり口2	8.8	8.8						
ウインチピット室	14.3	14.3						

	搬入口	32.1	32.1					
	廊下2	33.2	33.2					
	男子控室	23.3	23.3					
	トイレ3 (男子)	10.5	10.5					
	女子控室	22.6	22.6					
	トイレ4 (女子)	11.8	11.8					
	湯沸かし室	5.2	5.2					
	ピアノ庫	14.3	14.3					
	オイルポンプ室	4.4	4.4					
	渡り廊下	25.0	25.0					
(2F)	ロビー	96.0		96.0				
	ホールロビー階段	14.2		14.2				
	客席	154.7		154.7				
	同時通訳室	11.5		11.5				
	調整室	17.4		17.4				
	親子室	11.5		11.5				
	通路	61.0		61.0				
	階段室2	19.2		19.2				
	階段室3	16.0		16.0				
	倉庫	8.8		8.8				
	空調機械室	132.6		132.6				
	渡り廊下	25.0		25.0				
(3F)	メンテナンス通路	175.1			175.1			
	オイル庫	3.6			3.6			
	ポンプ室	22.8			22.8			
	電機機械室	15.6			15.6			
	階段室2	19.2			19.2			
	階段室3	16.0			16.0			
	車庫棟	123.8						
	自転車置場	15.8						
	自転車置場	15.8						
	合 計	7,066.1	2,102.0	1,528.1	1,332.2	1,079.8	770.5	98.1

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号。以下「条例」という。）第7条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県立美術館（以下「美術館」という。）は、美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与することを目的として設置されたものである。

本施設の管理については、平成17年4月から、県民サービスの向上及び管理運営の効率化を一層図るため指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了するため、指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 美術館

ア 所在地 島根県松江市袖師町1番5号

イ 開 館 平成11年3月6日

ウ 規模及び構造 敷地面積 14,747.34平方メートル

建築面積 9,311.92平方メートル

延床面積 12,498.88平方メートル（地上2階）

構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

エ 施設内容 企画展示室（1室）、常設展示室（5室）、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等

オ 入居施設 レストラン及びミュージアムショップ

カ 配置図 島根県立美術館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を参照すること。

キ 利用状況 入館者数実績 令和4年度 328,852人

令和5年度 278,603人

(2) 駐車場

ア 所在地 島根県松江市幸町

イ 規 模 敷地面積 7,695.31平方メートル

ウ 施設内容 駐車場、管理棟、公衆便所

3 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。詳細は、島根県立美術館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

なお、レストランについては、行政財産目的外使用許可に基づく運営となり、指定管理業務に含まないものとする。

- (1) 美術館のギャラリー及びホール並びにこれらの附属設備の使用の許可に関する業務
- (2) 美術館の使用料及び観覧料の徴収に関する業務
- (3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 美術館の総合案内等に関する業務
- (5) 美術館の広報・利用促進に関する業務（自主事業として行うミュージアムショップの運営を含む。）
- (6) その他仕様書に記載する業務

※ 島根県と指定管理者の業務区分について

美術館の業務の一部は、島根県が直接運営する。島根県と指定管理者の業務区分はおおむね次のとおりである。

業 務 区 分	業 務 内 容	運 営 主 体
---------	---------	---------

学芸業務	○企画展・常設展事業 ○美術品の収集保存及び調査研究 ○美術教育普及事業 ○県予算の執行、管理等	島根県
施設運営業務	○貸館（ギャラリー・ホール）事業 ○使用料及び観覧料の徴収及び管理 ○総合案内、企画展・常設展の受付及び監視 ○美術館広報（企画展等を含む。）、利用促進（自主事業として行うミュージアムショップの運営を含む。）等	指定管理者
施設管理業務	○施設・設備の維持管理 ○警備、清掃等	

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う委託料は、指定期間（5年間）における支出見込額を上限とする。

指定管理料 1,986,980千円以内（年間平均397,396千円）

（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）

※ 支出見込額は、入居団体の光熱水費負担を差し引いた金額である。

※ 支出見込額のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料 72,626千円／年

灯油使用料 45,944千円／年

※ 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の修繕費は5,565千円（1,113千円／年）とし、各年度に精算する。

※ 支出見込額のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(2) 指定管理料の額の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者間で協議の上、定めるものとする。

(3) 年間収入目標額

年間収入目標額は、ギャラリー、ホール及び駐車場の使用料収入を対象とする。

年間収入額に収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を当該年度の指定管理料に反映させるものとする。

年間収入目標額 7,000千円

※ 年間収入目標額の算定は、使用料の減免後の金額で行う。

※ 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う年間収入目標額の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(4) 支払方法

各年度の指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者間で締結する協定書で定めるものとする。

6 指定管理者の応募資格

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからキまでのいずれにも該当することが必要である。

ア 島根県内に主たる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている法人等でないこと。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は株式会社、任意団体等の組織形態を問わないが、個人は応募資格を有しない。

イ 管理運営のため新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 申請書

島根県立美術館条例施行規則（令和2年島根県規則第36号。以下「規則」という。）で定める様式

イ 事業計画書

事業計画書の大きさは、原則としてA4判とし、次の内容を記載すること。

(ア) 施設の管理運営の基本方針

(イ) 安定的な運営が図られるサービス供給体制

(ロ) サービスの質の確保と具体的方策

(ハ) 広報・利用促進の考え方

(ニ) 施設・設備の維持管理

(ホ) 危機管理体制

(ヘ) その他

ウ 指定期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書

エ その他の申請に必要な書類

- (7) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (イ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (ロ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (ハ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (ニ) 法人等の概要を記載した書類
- (ホ) 役員の名簿（住所、氏名等）及び略歴を記載した書類
- (ヘ) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ヘ) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ケ) 指定申請に係る誓約書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は、複写可とする。）。ただし、(1)のエの(7)、(イ)及び(キ)から(ケ)までについては、正本1部、副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時

提出場所まで持参又は郵送すること。

なお、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- エ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがある。
- オ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - (7) 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - (イ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - (ロ) 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行ったとき。
 - (ハ) その他不正な行為があったとき。

8 募集要項等の公表期間及び公表方法

(1) 公表期間

令和6年8月2日（金）から同年9月30日（月）まで

(2) 公表方法

島根県環境生活部文化国際課ホームページに掲載する。

9 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催する。

なお、出席を希望する法人等がなければ実施しない。

- (1) 開催日時 令和6年8月29日（木）午後2時から午後4時まで
- (2) 集合時間及び集合場所 午後1時50分に美術館ホールに集合すること。
- (3) 現地説明会の内容 美術館の施設見学

(4) 参加申込みの方法等

現地説明会への出席を希望する申請者は、参加申込書を次のとおり作成し、提出すること。1 法人等の出席者は3名までとする。

ア 参加申込書の記載内容 法人等名、出席予定者（職・氏名）及び連絡先（住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス）

イ 提出場所 17に記載する場所

ウ 提出期限 令和6年8月19日（月）午後5時

エ 提出方法 持参、郵送、メール又はFAX（郵送、メール又はFAXの場合は、確認のため必ず電話をすること。）

10 仕様書等の不明疑義等

仕様書等の不明疑義等については、次の方法により提出すること。

なお、指定管理者の候補選定後に関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 提出方法

別に定める質疑票に記入の上、メール又はFAXで提出すること。

なお、提出後、確認のため必ず電話をすること。

(2) 提出期限 令和6年9月5日（木）午後5時

(3) 回答方法及び回答期限

質疑の回答は、全ての応募希望者に対し、令和6年9月13日（金）までにメール又はFAXにて行う。

(4) その他

質疑の提出期限以降において、新たに募集要項等を入手した法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、配付を行う。指定管理候補者の選定後に募集要項等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 指定管理者の候補の選定

条例第7条の規定による基準に基づき、島根県立美術館指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、施設・設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基盤及び人的能力を有するものであること。

(3) 審査の項目及び配点

ア サービスに関する評価 計70点

(7) 施設の管理運営の基本方針 10点

(4) 安定的な運営が図られるサービス提供体制 15点

(7) サービスの質の確保と具体的方策 10点

(5) 広報・利用促進の考え方 15点

(7) 施設設備の維持管理 10点

(7) 危機管理体制 10点

イ コストに関する評価 計30点

(7) 収支計画（収支予算書）の内容 10点

- (i) 費用対効果の考え方 10点
- (ii) 法人等の財政的基盤 5点
- (iii) 管理に要する経費 5点

(4) 選定方法

- ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査の基準、審査の項目及び配点に基づき行う。
- イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、令和6年10月7日（月）までに申請者全員に通知する。
- ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。
- エ プレゼンテーションの日時、場所等については、申請者に対して書面で通知する。
- オ 候補者の選定は令和6年10月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を島根県のホームページにより公表する。
- カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- キ 選定委員会は、非公開とする。
- ク 選定委員の氏名は、審査終了までの間は非公開とし、候補者の選定結果公表以降に公表する。

(5) 申請者が1者のとき

申請者が1者のみの場合でもプレゼンテーションによる審査を行い、評価点数が最低基準60点を下回る場合には、当該申請者は指定管理候補者として選定しない。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(4)で選定した候補者を、令和6年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部についての協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

なお、基本協定の発効は、令和7年4月1日を予定している。

13 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況について評価を毎年度実施する。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、指定管理者が行う利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価する。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知する。

なお、改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を実施すること。

(3) 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会に報告するとともに、島根県のホームページにより公表する。また、改善の勧告内容、改善策、実施状況等についても適宜島根県議会へ報告し、島根県のホームページにより公表する。

14 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設等使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設等又は施設等使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

15 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

16 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(3) 候補者の選定の取消し等

7の(1)の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者選定の取消し又は指定の取消しを行うことがある。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 条例、規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部文化国際課文化振興室

電話 0852-22-5878

F A X 0852-22-6412

メール bunkashinko@pref.shimane.lg.jp

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第19条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月2日

島根県知事 丸山達也

1 募集の目的

島根県立都市公園（以下「公園」という。）は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されたものであ

る。

平成17年4月から、公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を導入し、公園の管理を行ってきたところであるが、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了となるため、指定管理者を募集することとした。

2 指定管理者が管理する公園の概要

(1) 浜山公園

ア 所在地 出雲市浜町・大社町北荒木地内

イ 公園規模 面積54.9ヘクタール

ウ 施設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(2) 石見海浜公園

ア 所在地 浜田市国分町・久代町及び江津市敬川町・波子町地内

イ 公園規模 面積148.7ヘクタール

ウ 施設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(3) 万葉公園

ア 所在地 益田市高津町・飯田町地内

イ 公園規模 面積48.4ヘクタール

ウ 施設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所、広場、園路、駐車場等

3 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、2に掲げる各公園について、公園ごとに募集する。

4 指定管理者が行う業務

(1) 公園の運営に関する業務

(2) 公園の維持管理に関する業務

(3) 有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）の利用の許可に関する業務

(4) スポーツの普及及び振興に関する業務（浜山公園に限る。）

(5) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書で定める事項

5 指定の期間

令和7年4月1日から5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費

管理運営業務は、島根県が支払う委託料により行う。

委託額は、次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(1) 委託額

ア 浜山公園

支出見込額 232,589千円（維持管理費）

収入見込額 46,083千円

年間委託額 186,506千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5年間の委託額 932,530千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

イ 石見海浜公園

支出見込額 163,337千円（維持管理費）

収入見込額 18,230千円

年間委託額 145,107千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5年間の委託額	725,535千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
ウ 万葉公園	
支出見込額	50,310千円（維持管理費）
収入見込額	1,662千円
年間委託額	48,648千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
5年間の委託額	243,240千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

委託額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

- ※1 各年度の委託料は、分割支払とすることとし、支払時期及び分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で別途定める。
- ※2 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の修繕費は、各年度に精算する。
- ※3 支出見込額のうち、光熱費については、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについては、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。
- ※4 支出見込額のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、委託料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。
- ※5 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う委託料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(2) その他

- ア 有料公園施設の利用料収入は、指定管理者の収入とする。
- イ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし、別途定める支払計画に基づき分割で支払う。

7 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

8 申請の手続

(1) 申請書

島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号。以下「規則」という。）に定める様式第12号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4判とし、次の内容を記載すること。

- ア 指定管理者に応募する理由
 - イ 公園の管理運営に当たっての基本方針
 - ウ 利用者サービスの向上策
 - エ 緊急時（利用者の事故、災害等）の体制及び対策並びに防災対策
 - オ 利用者の要望の把握及び実現策
 - カ 自主事業実施計画
 - キ スポーツ教室の実施計画（浜山公園に限る。）
 - ク スポーツ指導計画（浜山公園に限る。）
 - ケ 職員の研修体制
 - コ 苦情等の未然防止と対処方法
 - サ 令和7年4月1日から業務を遂行するための移行計画（現指定管理者以外の法人等のみ。）
 - シ 現に従事している職員の雇用についての考え方（現指定管理者以外の法人等のみ。）
 - ス 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）
 - セ 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）
 - ソ 地域との連携及び地域振興についての考え方
- (3) その他申請に必要な書類
- ア 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額並びにそれらの内訳
 - イ 有料公園施設の利用料金設定表
 - ウ 法人等の活動実績書（規則に定める様式第13号）（新規設立の場合等、実績がない場合は無しと記載し提出）
 - エ 法人等が、過去3年間に活動している場合にあっては、過去3年間の決算書
 - オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記事項証明書及び納税証明書
 - カ 誓約書
- (4) 提出部数
- 正本1部（(3)のオにあっては、原本1部）及び副本8部
- (5) 提出期限、提出先及び提出方法
- ア 提出期限
令和6年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時必着とする。
 - イ 提出先
18に記載する場所
 - ウ 提出方法
郵送又は持参
- (6) 申請に当たっての留意事項
- ア 提出された書類は、返却しない。
 - イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- 9 募集要項等の配付期間及び配付場所
- (1) 配付期間
- 令和6年8月2日（金）から同年9月13日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。
- (2) 配付場所
- 18に記載する場所
- また、島根県ホームページにも掲載する。

10 説明会

説明会は、次のとおり開催する。

説明会に出席を希望する応募者は、令和6年8月19日（月）正午までに18に記載する場所まで連絡すること。

(1) 浜山公園

ア 開催日時 令和6年8月21日（水）午前10時から正午まで

イ 開催場所 島根県出雲合同庁舎602会議室（6階）

(2) 石見海浜公園

ア 開催日時 令和6年8月22日（木）午前10時から正午まで

イ 開催場所 島根県浜田合同庁舎501会議室（5階）

(3) 万葉公園

ア 開催日時 令和6年8月22日（木）午後2時から午後4時まで

イ 開催場所 島根県益田合同庁舎第3会議室（5階）

11 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、公園の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

オ スポーツの普及及び振興が図られるものであること（浜山公園に限る。）。

(2) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する第6期島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査した後、プレゼンテーションによる審査を行う。書類審査の結果は、プレゼンテーションの期日までに申請者に連絡する。

ウ プレゼンテーションは、令和6年10月中旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表する。

12 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、あらかじめ島根県議会の議決を経る必要がある。11の(2)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、令和6年11月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

13 指定管理者が行う業務の評価に関する事項

(1) 島根県は、適正な管理の確保と県民サービスの向上を図るため、指定管理者が行う業務に関する評価を毎年度実施する。

(2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ホームページにおいて公表する。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者が行う業務の評価に関する事項は、別に定める。

14 個人情報保護に関する事項

指定管理者には、公園の管理運営を行うに当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により、個人情報の適正な取扱義務が課せられる。具体的な内容については、島根県と指定管理者が締結する協定書で定める。

15 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第一次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

17 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月中旬予定）までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 島根県立都市公園条例、規則その他関係法令を承知の上で申請すること。

(8) 指定管理期間の収入見込み及び管理運営に要する経費の総額の算出に係る消費税及び地方消費税の率は10パーセントとすること。

18 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

(1) 郵便番号 690-8501

(2) 住所 島根県松江市殿町1番地

- (3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理係
- (4) 電話番号 0852-22-5210
- (5) F A X 0852-22-6004

教 育 委 員 会 公 告

島根県立青少年社会教育施設条例（平成3年島根県条例第8号）第15条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月2日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 募集の目的

島根県立青少年の家（以下「青少年の家」という。）は、青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するために設置された施設である。

本施設について、民間の能力を活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの質の向上及び施設の設置の目的を効果的に達成することを目的として平成19年度から指定管理者制度を導入しているが、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することから、次期指定期間における指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称

島根県立青少年の家（愛称：サン・レイク）

(2) 所在地

出雲市小境町1991-2

(3) 建物構造

本館（鉄筋コンクリート）、体育館（鉄骨）、屋外創作棟（木造）、バーベキューハウス（木造）、集いの広場（鉄筋コンクリート）、車庫（鉄骨）、プロパン庫（鉄骨）、艇庫（鉄骨）、その他（資材庫、自転車保管庫、自転車置場、油庫、ゴミ置場、ポンプ室、屋外便所）

(4) 延床面積

9,259.01平方メートル

(5) 敷地面積

72,940平方メートル（グラウンド4,012平方メートル、ファイヤー場1,150平方メートル、テニスコート2面、ふれあいの広場200人収容及び駐車場150台収容を含む。）

(6) 開館年月

平成3年4月

(7) 主な施設内容

多目的ホール、研修室、創作室、茶室、音楽室、調理室、宿泊用和・洋室、食堂、浴室、シャワー室（洗濯室）ほか

(8) 年間利用者数

平成30年度 47,647人

令和元年度 43,570人

令和2年度 10,245人

令和3年度 6,368人

令和4年度 4,573人

令和5年度 22,716人

3 指定管理者が行う業務

- (1) 青少年の家の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年の家の施設及び設備を利用する者への食事の提供に関する業務
- (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立東部社会教育研修センターの施設及び設備で島根県教育委員会が定めるものの維持管理に関する業務
- (5) 上記に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関する事務のうち、島根県教育委員会が必要があると認める業務

※ 留意事項

詳細は別に配付する「島根県立青少年の家指定管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の額

島根県が支払う指定管理料の額は、指定期間（5年間）における次の支出見込額から収入見込額を差し引いた額（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）を含む。）を上限とする。

ア 令和7年度

支出見込額 85,831千円

収入見込額 166千円

指定管理料 85,665千円（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。）以内

イ 令和8年度から令和11年度まで

支出見込額 353,876千円（年度平均 88,469千円）

収入見込額 3,988千円（年度平均 997千円）

指定管理料 349,888千円（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。）以内
（年度平均 87,472千円）

ウ 合計

5年間の指定管理料 435,553千円（消費税及び地方消費税（税率10パーセント）の額を含む。）以内

エ 留意事項

- (7) 支出見込額のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は4,120千円（824千円／年度）とし、各年度に精算する。
- (4) 指定管理期間中に大規模工事（以下「工事」という。）を予定しており、これに伴い、令和7年6月1日から令和8年3月31日までの期間は管理研修棟・宿泊棟を利用する研修の受入れを中止する。支出見込額及び収入見込額は、この影響を考慮した金額である。
- (6) 支出見込額のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気料 10,040千円／年度

ガス代 54千円／年度

灯油代 8,968千円／年度

- (5) 支出見込額のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管

料料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(2) 指定管理料の変更

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

(3) 支払方法

各年度の年間指定管理料は分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定で定める。

6 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの（以下「申請者」という。）は、次のアからクまでのいずれにも該当すること。

ア 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない法人等であること。

オ 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない法人等であること。

キ 法人税、消費税及び地方消費税の未納の税金がない法人等であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていない法人等であること。

(2) 応募資格の留意事項

ア 法人等は、株式会社、任意団体等の組織形態は問わないが、個人は応募資格を有さない。

イ 新たに法人等を設立する場合は、申請時に法人等を設立していなくても、その設立予定法人等を申請者とみなす。ただし、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月中旬予定）までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

島根県立青少年社会教育施設条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第1号）に定める様式第6号

イ 事業計画書（様式第1号）

ウ 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算書（様式第2号及び様式第2-1号）

エ その他申請に必要な書類

(7) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

- (イ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (ロ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (ハ) 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (ニ) 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
- (ホ) 法人等の概要を記載した書類（様式第3号）
- (ヘ) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ヘ) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (ケ) 誓約書（参考様式）

(2) 提出部数

正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)のエの(ア)、(イ)及び(キ)から(ケ)までについては、正本1部及び副本1部とする。

(3) 提出場所

17に記載する場所

(4) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時までに持参又は郵送すること。

ただし、持参の場合は平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時までに必着とする。

(5) 申請に当たっての留意事項

- ア 申請に際して必要となる経費は、全て申請者の負担とする。
- イ 提出された事業計画書等の著作権は申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとする。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。
- エ 必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。
- オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- カ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - (イ) 提出書類に虚偽の記載があったとき
 - (ロ) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき
 - (ハ) 申請書若しくは申請者の代理人又はそれらの関係者が、選定に対する不当な要求を行ったとき
 - (ニ) その他不正な行為があったとき

8 募集要項及び仕様書等の配付

(1) 配付期間

令和6年8月2日（金）から同年9月24日（火）までの平日

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 配付場所

17に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和6年8月28日（水）午後1時30分から

(2) 開催場所

青少年の家 第3研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書等の説明

イ 施設等の見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への参加を希望する法人等は、参加申込書を次のとおり提出すること（1法人等の参加者は3名までとする。）

ア 参加申込書（様式第4号）

法人等の名称、参加予定者（職名及び氏名）及び連絡先（住所、電話番号等）を記載すること。

イ 提出場所

17に記載する場所

ウ 提出期限

令和6年8月21日（水）午後5時まで

エ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メール（持参の場合以外は、確認のため必ず電話にて確認を行うこと）

10 指定管理者の候補の選定

島根県立青少年社会教育施設条例第15条の規定等による基準に基づき、島根県立青少年の家指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、指定管理者の候補（以下「候補者」という。）を選定する。

(1) 選定委員会

選定委員会は、学識経験者、専門家等の5名の委員で構成する。なお、選定委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがある。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が図られるものであること。

ウ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

エ 法令遵守等のための体制がとられているものであること。

(3) 審査の項目

ア 指定管理に関する基本的事項

イ サービスの向上を図るための具体的な手法

ウ 施設の維持管理の内容及び適格性

エ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

オ 安定的な運営が可能となる財政的基盤

カ 食堂・売店の管理運営

キ 施設の管理運営に係る経費の内容

ク 収支計画の内容及び適格性

(4) 選定方法

ア 候補者の選定は、選定委員会において、上記審査基準及び審査項目に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等の書類審査を行うものとし、書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知する。

ウ 書類審査の結果、適当と認められる申請者に対し、選定委員会がプレゼンテーションによる審査を行う。

エ プレゼンテーションは、令和6年10月上旬から中旬までの間に実施する。

オ 候補者の選定は令和6年10月中旬に行い、その結果はすべての申請者に対して書面で通知するとともに、申請者名及び選定結果（選定又は非選定）を公表する。

カ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 選定委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10の(4)で選定した候補者を令和6年11月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者で業務の細部について協議を行い、指定期間全体の基本協定及び毎年度締結する年度協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の運営状況に関する評価

公の施設の適正な管理の確保及び県民サービスの向上を目的として、管理運営状況についての評価を毎年度実施する。

(1) 年度評価（毎年度実施）

年間を通じて行った管理運営状況の調査、指定管理者から提出された事業報告書の書面調査・ヒアリング等のほか、利用者へのアンケート調査等によって得られた利用者の意見等をもとに評価を行う。

(2) 評価結果の通知と改善への取組

評価結果は、指定管理者に通知する。評価結果について改善が必要な場合は、業務の適正な履行及びサービスの質を確保するため、指定管理者に対し業務改善を勧告し、改善策の提出と実施を求める。この場合においては、指定管理者は速やかに改善策を策定し、島根県に提出するとともに、必要な改善策を実施しなければならない。

(3) 評価結果の公表等

評価結果は、島根県議会へ報告するとともに島根県ホームページにおいて公表する。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設利用者の被災に関する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難になった場合に

は、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

15 申請等に関する質疑

質疑の受付は、次のとおりとする。なお、候補者の選定後に本要項等関連書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限

令和6年9月5日（木）午後5時まで

(2) 受付方法

様式第5号「質疑表」に記入の上、17に記載する問合せ先へFAX又は電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、令和6年9月13日（金）までに、全ての申請予定法人等に対し、FAX又は電子メールで送付する。

なお、回答日以後において、新たに、8により募集要項等の配付を受けた法人等が、回答文書の配付を希望する場合は、同文書の配付を行う。

16 留意事項

(1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

(2) 候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

(3) 7の(1)の提出書類など島根県に提出した書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、候補者選定の取消し、又は指定の取消しを行うことがある。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者にふさわしくないと認められるとき。

(5) 島根県立青少年社会教育施設条例、島根県立青少年社会教育施設条例施行規則、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

17 問合せ先（書類の配付場所及び提出場所）

郵便番号 690-8502

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁社会教育課生涯学習振興係

電話 0852-22-6875、6485

FAX 0852-22-6218

電子メール shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号）第6条の規定により指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

令和6年8月2日

島根県教育委員会教育長 野津建二

1 募集の目的

島根県立古墳の丘古曾志公園（以下「古墳の丘」という。）は、古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深めるために設置された施設である。

本施設の管理には、民間事業者等が有するノウハウを活用し、効率的かつ適正な管理運営を行うことにより、県民サービスの向上及び施設の設置目的を効果的に達成することが求められている。

このため、平成19年4月から指定管理者制度を導入しているところであり、現在の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することから、次期指定期間において施設の管理を行う指定管理者を募集する。

2 施設の概要

- (1) 施設名 島根県立古墳の丘古曾志公園
- (2) 所在地 松江市古曾志町562-1ほか
- (3) 主要な施設 古墳の丘（総面積：47,938平方メートル）
野外ステージ（有料施設）ほか

3 指定管理者が行う業務

- (1) 古墳の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 古墳の丘の有料施設等の使用許可及び使用料の徴収に関する事務
- (3) 上記に掲げるもののほか、古墳の丘の運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

※ 詳細は、島根県立古墳の丘古曾志公園管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照すること。

※ 業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと思えるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

年間指定管理料 8,265千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5年間の指定管理料 41,325千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※1 指定管理料については分割支払いとする予定（詳細は協議により協定で定める。）。

※2 指定管理料のうち、1件につき10万円以上50万円未満の施設修繕費は300千円（60千円／年度）とし、各年度に精算する。

※3 指定管理料のうち、光熱費については以下のとおりとし、近年のエネルギー価格の変動を考慮し、令和7年度から令和9年度までの3年間は各年度に精算する。なお、精算方法については、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。また、令和10年度以降の取扱いについて、令和9年度中に見直しを行い、島根県と指定管理者で協議の上、定めることとする。

電気使用料 531千円／年度

指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※4 指定管理料のうち人件費と施設維持管理費については、現在物価上昇が続いていることから、令和7年度に向けて消費者物価指数（松江市の生鮮食品を除く）が前年比2パーセント以上の上昇が見込まれる場合は、指定管理料を加算することとする。このとき、加算に関する取扱いについては、島根県予算の範囲内で島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

※5 現下の急激な物価上昇を踏まえ、令和7年度以降、島根県は使用料の改定を検討する予定としている。使用料を改定することとした場合、改定に伴う指定管理料の取扱いについては、島根県と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

- (1) 申請書（島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則（平成18年島根県教育委員会規則第29号）に定める様式）
 - ア 島根県立古墳の丘古曾志公園事業計画書
別に定める様式に従って記載すること。
 - イ 島根県立古墳の丘古曾志公園の管理に係る収支予算書
指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、別に定める様式に従って各経費の明細を記載すること。
 - ウ 活動実績書（法人等の過去2年間の事業報告書）
 - エ 法人等の過去3年間の決算書
 - オ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
 - カ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
 - キ 納税証明書
- (2) その他の申請に必要な書類
 - ア 法人等の概要を記載した書類
 - イ 役員の名簿及び略歴を記載した書類（申請書提出日現在におけるもの）
 - ウ 法人等の当該年度の事業計画書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類
- (3) 質疑・質問事項の取扱い
募集要項、仕様書の内容等に対する質疑・質問については、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 令和6年9月2日（月）午後5時まで
 - イ 受付方法 「質疑表」に記入の上FAXで提出すること（質疑は、FAXのみで受け付ける。）。
 - ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は、「質疑回答表」により随時行い、応募者全員にFAXで通知する。
- (4) 提出部数
正本1部及び副本9部（副本は複写可）。ただし、(1)のオからキまでについては、正本1部及び副本1部（副本は複写可）。
- (5) 提出方法等
 - ア 提出場所
島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）
 - イ 提出期限
令和6年9月30日（月）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、令和6年9月30日（月）午後5時必着とする。
 - ウ 提出方法
持参又は郵送
- (6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。
- ウ 申請書の差替えについては、原則として認めない。

8 募集要項及び仕様書等の配布

(1) 配布期間

令和6年8月2日（金）から同年9月2日（月）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 配布場所

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

(3) 配布資料（CD-Rによるデータを配布する。）

- ア 募集要項
- イ 仕様書
- ウ 基本協定書（案）及び年度協定書（案）
- エ 管理経費積算書

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時

令和6年9月17日（火）午後1時30分から午後3時まで

(2) 集合場所

島根県立古墳の丘古曾志公園駐車場（松江市古曾志町地内）

(3) 集合時間

午後1時20分までに集合のこと。

(4) 内容

古墳の丘地内の施設等について説明する。

(5) その他

現地説明会に出席を希望する応募予定者は、令和6年9月9日（月）午後5時までに「申込書」により、法人等の名称並びに参加者の人数及び氏名をFAXで提出すること。

(6) 連絡先

島根県教育庁文化財課（〒690-8502 松江市殿町1番地）

電話（0852-22-6612） FAX（0852-22-5794）

10 指定管理候補者の選定

(1) 審査の基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、古墳の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び効率的な管理運営が実現可能であること。
- エ 事業計画を確実に実施するに足りる財政的基盤及び人的能力を有すること。
- オ 法令遵守のための体制がとられているものであること。

(2) 審査の項目

- ア 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。
- イ 管理運営費に工夫が凝らされ、効率的な管理運営が実現可能であるか。

ウ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基盤及び人的能力を有する団体で、適切な人材配置がなされているものであるか。

エ 法令遵守のための体制がとられているか。

オ 住民に対して平等な利用が図られているか。

カ 利用者の要望をくみ取って、それをサービスに反映させられるものであるか。

(3) 選定方法

ア 指定管理候補者（以下「候補者」という。）の選定は、島根県立古墳の丘古曾志公園指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。

イ 委員会は、非公開とする。

ウ 候補者の選定は10月上旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに、選定された者の名称、選定の理由、選定（評価）結果一覧表を島根県ウェブページで公表する。また、選定基準と項目ごとの得点等も、開示請求があれば公開するが、各選考委員ごとのものは非公開とする。

エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、10の(3)で選定した候補者を令和6年11月定例島根県議会へ上程し、議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、古墳の丘の管理に関する指定期間全体の基本協定と毎年度締結する年度協定を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 上記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 指定管理者の業務に係る評価に関する事項

- (1) 島根県は、指定管理者の適正な業務の確保及び県民サービスの向上を図るため、指定管理者の業務に係る評価を毎年度実施する。
- (2) 評価結果は、島根県議会へ報告するとともに、島根県ウェブページにおいて公表する。
- (3) 上記に規定するもののほか、指定管理者の業務に係る評価に関する事項は、別に定める。

15 その他留意事項

- (1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (3) 古墳の丘の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請すること。
- (4) 新たな法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（令和6年12月中旬見込み）までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがある。
- (6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (8) 複数の団体がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体を選定する。
代表団体は、法人等で、グループにおける責任割合が最大であることが必要（県内団体の責任割合が、グループ構成が2社の場合にあっては50パーセント超、3社の場合にあっては33パーセント超であることが必要）
なお、代表団体及び構成員の変更は、原則として認めない。
 - イ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできない。
 - ウ 当該グループの全構成員が、6の(2)から(7)までのいずれにも該当することが必要である。
 - エ 7の(1)のウからキまで及び7の(2)の書類については、構成員ごとに提出すること。
- (9) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例、島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

郵便番号 690-8502

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁文化財課文化財係

電 話 0852-22-6612

F A X 0852-22-5794